

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に関する 年金制度での主な対応

1 年金事務所の開所状況についてのお知らせ (実施済)

- ・ 東北地方を中心とした地域の年金事務所の開所状況について、日本年金機構ホームページで随時お知らせ。
(閉所している年金事務所管内の届書等は、開所している年金事務所(県外含む)で受付)

2 年金保険料の納付期限の延長、免除等

(一部実施済、一部検討中)

- ・ 厚生年金保険料の納付期限の延長及び猶予を行うとともに、延長期間中の口座振替を停止する旨の通知を發出済。
- ・ 国民年金保険料について、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨の通知を發出済。
- ・ 厚生年金において、標準報酬の改定の特例や保険料の免除の法改正を検討中。(阪神・淡路大震災時と同様の措置)

3 企業年金の掛金等の納付期限の延長、免除等

(一部実施済、一部検討中)

- ・ 厚生年金基金や国民年金基金の掛金等の納付の期限延長及び猶予を行う旨の通知を發出済。
- ・ 厚生年金基金の判断により、標準給与の改定や、基金の掛金のうち免除保険料相当額についての免除を特例的に可能とする法改正を検討中。(阪神・淡路大震災時と同様の措置)

(照会先) (年金事務所関係)

年金局事業企画課 直通 03-3595-2770

(年金保険料の納付期限関係)

年金局事業管理課 直通 03-3595-2810

年金局年金課 直通 03-3595-2864

(企業年金関係)

年金局企業年金国民年金基金課 直通 03-3595-2865